フロン対策室に、室長を置く。
（削る）
8　（略）
（削る）

第三節　水・大気環境局

（調査官）
第十一条　総務課に、調査官一人を置く。
（削る）
（削る）
2　（略）
（大気生活環境室）
第十二条　（略）
2　大気生活環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　騒音に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十四条第四項第一号において同じ。）の設定に関すること。
二・三　（略）
3　（略）
（閉鎖性海域対策室及び海洋環境室）
第十三条　（略）
2　閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。次条第四項第四号において「令第五条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの
イ～ハ　（略）
3　閉鎖性海域対策室に、室長を置く。
4　（略）
5　海洋環境室に、室長を置く。
4　市場メカニズム室及びフロン対策室に、室長を置く。
5　調整官は、地球温暖化対策課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。
6　（略）
（国際地球温暖化対策室）
第十四条　国際連携課に、国際地球温暖化対策室を置く。
2　国際地球温暖化対策室は、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務をつかさどる。
3　国際地球温暖化対策室に、室長を置く。

第四節　水・大気環境局

（除染渉外広報室及び調査官）
第十五条　総務課に、除染渉外広報室及び調査官一人を置く。
2　除染渉外広報室は、除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。）に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡並びに広報に関する事務をつかさどる。
3　除染渉外広報室に、室長を置く。
4　（略）
（大気生活環境室）
第十六条　（略）
2　大気生活環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　騒音に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十九条第三項第一号において同じ。）の設定に関すること。
二・三　（略）
3　（略）
（閉鎖性海域対策室及び海洋環境室）
第十七条　（略）
2　閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。次条第三項第四号において「令第六条第十七号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの
イ～ハ　（略）
（新設）
3　（略）
4　閉鎖性海域対策室及び海洋環境室に、室長を置く。